

「病院職員特別手当」が8月より支給開始！！

2024年6月に診療報酬が改定されました。改正内容は、医療従事者の人材確保や賃上げのための特例的な対応として、医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く)を対象に 2023年度給与総額の2.3%相当を引き上げるためのベースアップ評価料を新設、さらに、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師、事務職員等の賃上げを目的に初・再診料、入院基本料等が引き上げられました。

熊大病院では、今回の診療報酬改定により2022年2月から支給されている「医療職員等特別手当」に加えて「病院職員特別手当」を新設します。手当の支給対象者は、病院又は病院事務部に勤務する職員です。これまで組合が「医療職員等特別手当」の支給対象とすることを求めていた栄養管理部の調理師、臨時用務員をはじめ、薬剤師や事務職員も支給対象になります。

しかし、今回の「病院職員特別手当」は診療報酬が原資となるため、今後の診療報酬改定の内容次第で手当額等が変更となる可能性があります。また、この手当は超過勤務算出基礎額には含まれますが、基本給表への上乗せとはならず、賞与や退職金の算出基礎額には含まれないため、ベースアップとは言えません。8月の2024年人事院勧告は、ベースアップなど、給与の引き上げ改定が予想されています。組合は今後の熊大の対応に注視していきます。

病院職員特別手当

<支給日>

診療報酬が改定された6月分に遡って適用し、8月給与にて支給開始

<手当支給額>

週当たりの勤務時間数	支給額
35時間を超える勤務時間数	12,000円 (医員及び研修医 24,000円)
30時間を超え35時間を超えない範囲内の勤務時間数	11,200円 (医員及び研修医 22,400円)
20時間を超え30時間を超えない範囲内の勤務時間数	9,600円 (医員及び研修医 19,200円)
10時間を超え20時間を超えない範囲内の勤務時間数	6,400円 (医員及び研修医 12,800円)
10時間を超えない勤務時間数	3,200円 (医員及び研修医 6,400円)

<対象職種>

(正規職員) 病院又は病院事務部に勤務する職員(病院長及び教育職員を除く)

(有期雇用職員) 病院又は病院事務部に勤務する事務補佐員、技術補佐員、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、栄養士、看護師、助産師、准看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技術職員、視能技術職員、理学療法技術職員、作業療法技術職員、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、認定遺伝カウンセラー、保育士、臨床検査助手、診療放射線助手、薬剤助手、看護助手、看護補助者(ナースエイド)、言語聴覚技能職員、調理師、メディカルソーシャルワーカー、ドクターズクラーク、診療情報管理士、臨時用務員、医員及び医員(研修医)

ただし、診療科に所属する者及び高度医療開発センターの寄附講座に所属する者には支給しない。※熊大病院では医員に対する40歳未満などの年齢制限なし。

組合ニュース	No. 3	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2024. 7. 26	内線 5858 メール m-kumiai@kumamoto-u.ac.jp	